日前三月以内に作成されたその障害の現状に関する医師又は歯科医師の診断書を機構に提出しなければならない。ただし、当該遺族基礎年金の額の全部につき支給が停止されているときは、この限りでない。

2　前項の障害が別表に掲げる疾病又は負傷によるものであるときは、同項の書類に、指定日前三月以内に作成されたその障害の現状を示すレントゲンフィルムを添えなければならない。

（厚生年金保険法施行規則の一部改正）

第二条　厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（加給年金額の対象者がある老齢厚生年金の受給権者等の届出）	（加給年金額の対象者がある老齢厚生年金の受給権者等の届出）
第三十五条の三　（略）	**第三十五条の三**　（略）
2　前項の届書には、指定日前三月以内に作成された次の各号に掲げる書類等を添えなければならない。	2　前項の届書には、指定日前一月以内に作成された次の各号に掲げる書類等を添えなければならない。
一・二　（略）	一・二　（略）
3　（略）	3　（略）
（老齢厚生年金の受給権者に係る障害の現状に関する届出）	（老齢厚生年金の受給権者に係る障害の現状に関する届出）
第三十五条の四　老齢厚生年金の受給権者であつて、その障害の程度の診査が必要であると認めて厚生労働大臣が指定したものは、厚生労働大臣が指定した年において、指定日までに、指定日前三月以内に作成されたその障害の現状に関する医師又は歯科医師の診断書を機構に提出しなければならない。ただし、当該老齢厚生年金の額の全部につき支給が停止されているときは、この限りでない。	**第三十五条の四**　老齢厚生年金の受給権者であつて、その障害の程度の診査が必要であると認めて厚生労働大臣が指定したものは、厚生労働大臣が指定した年において、指定日までに、指定日前一月以内に作成されたその障害の現状に関する医師又は歯科医師の診断書を機構に提出しなければならない。ただし、当該老齢厚生年金の額の全部につき支給が停止されているときは、この限りでない。
2　前項の障害が別表に掲げる疾病又は負傷によるものであるときは、同項の書類に、指定日前三月以内に作成されたその障害の現状の程度を示すレントゲンフィルムを添えなければならない。	2　前項の障害が別表に掲げる疾病又は負傷によるものであるときは、同項の書類に、指定日前一月以内に作成されたその障害の現状の程度を示すレントゲンフィルムを添えなければならない。
（改定の請求）	（改定の請求）
第四十七条　（略）	**第四十七条**　（略）
2　前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。	2　前項の請求書には、次に掲げる書類等（当該請求書を提出する日前一月以内に作成されたものに限る。）を添えなければならない。この場合において、同項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載するときは、併せて、年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。
一　前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類	一　障害の現状に関する医師又は歯科医師の診断書
二　当該請求書を提出する日前三月以内に作成された次に掲げる書類	二　前号の障害の現状が第四十七条の二の二に規定する場合に該当するときは、当該該当することを明らかにする書類
イ　障害の現状に関する医師又は歯科医師の診断書	三　疾病又は負傷が別表に掲げるものであるときは、その障害の現状の程度を示すレントゲンフィルム
ロ　イの障害の現状が第四十七条の二の二に規定する場合に該当するときは、当該該当することを明らかにする書類	
ハ　疾病又は負傷が別表に掲げるものであるときは、その障害の現状の程度を示すレントゲンフィルム	
（削る）	